別表四の記載要領第六号中「「非適格合併又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額　㈩」」を「「非適格合併又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額　㈩」」に改め、同第七号中「「差引計（㈦から㈩までの計）　㈪」」を「「差引計（㈦から㈩までの計）　㈨」」に、「「所得金額又は欠損金額　㈫」」を「「所得金額又は欠損金額　㈩」」に改める。

別表四の一の表中

損金の額に算入した法人税（附帯税を除く。）	損金の額に算入した法人税及び復興特別法人税（附帯税を除く。）
損金の額に算入した連結法人税個別帰属額	損金の額に算入した連結法人税個別帰属額及び連結復興特別法人税個別帰属額

を、「益金の額に算入した連結法人税個別帰属額」を「益金の額に算入した連結法人税個別帰属額及び連結復興特別法人税個別帰属額」に、「法人税額から控除される所得税額（別表六の二㈠「６の③」）」を「法人税額から控除される所得税額及び復興特別法人税額から控除される復興特別所得税額（別表六の二㈠「６の③」＋復興特別法人税申告書別表二「６の③」）」に改める。

別表四の一付表の表中

損金の額に算入した法人税（附帯税を除く。）	損金の額に算入した法人税及び復興特別法人税（附帯税を除く。）
損金の額に算入した連結法人税個別帰属額	損金の額に算入した連結法人税個別帰属額及び連結復興特別法人税個別帰属額

を、「益金の額に算入した連結法人税個別帰属額」を「益金の額に算入した連結法人税個別帰属額及び連結復興特別法人税個別帰属額」に、「法人税額から控除される所得税額の個別帰属額（別表六の二㈠「22」）」を「法人税額から控除される所得税額の個別帰属額及び復興特別法人税額から控除される復興特別所得税額の個別帰属額（別表六の二㈠「22」＋復興特別法人税申告書別表二「22」）」に、「連結欠損金等の当期控除額の個別帰属額の二付表三「11」若しくは「23」又は別表七の二付表四「10」）」を「連結欠損金等の当期控除額の個別帰属額（別表七の二付表一「19の計」＋（別表七の二付表三「11」若しくは「23」又は別表七の二付表四「10」））」に改める。

別表五㈠の表中「未納法人税（附帯税を除く。）」を「未納法人税及び未納復興特別法人税（附帯税を除く。）」に改める。

別表五㈡の表中「法人税」を「法人税及び復興特別法人税」に改め、同表の記載要領第一号中「同じ。）」の次に「又は連結復興特別法人税個別帰属額（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第52条第１項（連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算）の規定により同項に規定する負担額として帰せられる金額又は減少額として帰せられる金額として計算される金額をいう。別表五の二㈡付表一及び別表五の二㈡付表二において同じ。）」を加え、「当該受払金額を「法人税」」を「その受払いをした金額を「法人税及び復興特別法人税」」に改める。

別表五の一㈠の表中

未納連結法人税（附帯税を除く。）	未納連結法人税及び未納連結復興特別法人税（附帯税を除く。）
未納法人税（附帯税を除く。）	未納法人税及び未納復興特別法人税（附帯税を除く。）

を、に改める。